

2024年3月26日(火曜日)  
安芸高田市 市民部 社会環境課  
電話・お太助フォン 42-1126

2024年度 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について(通知)

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施します。犬を飼っておられ、動物病院で予防注射を受ける方以外は、時間厳守のうえ必ずおいでください。

犬(生後91日以上)を飼っておられる方には、犬の登録(一生に一度)と、年一回の狂犬病予防注射をすることが、狂犬病予防法で義務付けられています。接種しないまま飼育していると、20万円以下の罰金を科せられることがあります。

- 犬を登録済みの方は、**事前に郵送する通知はがきを必ず持参してください。**
- 料金は、**おつりの要らないよう、ご協力をお願いします。**
- 飼い犬の**死亡、飼い主の住所・氏名の変更などは、届出をしてください。**
- 動物病院にて治療中など**接種が難しい場合は、社会環境課へご連絡ください。**

1. 料 金

	注射のみ	登録と注射
犬の登録料	—	3,000円
狂犬病予防注射料金	2,550円	2,550円
注射済票交付料金	550円	550円
合 計	3,100円	6,100円



2. 日時・場所

実施日	地区名	実施場所	時 間
4月15日 (月曜日)	吉 田  丹比	柳原 柳原神社前	9:40~9:45
		大浜 工業団地入口交差点付近	9:55~10:00
		五丁目 コミュニティ消防センター前	10:05~10:15
		文化創造・老人福祉センター裏駐車場	10:25~10:30
		新町駐車場	10:40~10:45
		三矢タウン 中電工様横	10:55~11:00
		柿原 柿原ごみステーション前	13:20~13:25
		国司浄水場(第1取水場)	13:35~13:40
		太郎丸集会所前	13:50~13:55
印内集会所	14:15~14:20		

裏面に続きます

4月16日 (火曜日)	可 愛  郷 野	馬橋 八幡神社前	9:20~9:25
		一本木 昭和橋西詰	9:30~9:35
		常楽寺集会所前	9:45~9:55
		山手日南下集会所前	10:00~10:05
		山手日南上集会所前	10:10~10:15
		下中馬下集会所前	10:35~10:40
		上中馬 松本様宅前	10:50~10:55
		宮之城 埃の宮神社前	11:05~11:10
		愛郷小学校裏駐車場	11:20~11:30
		竹原集会所前	13:10~13:15
		小山集会所前	13:25~13:35
		福原 格納庫跡地前	13:45~13:50
		石原 旧農協倉庫前	13:55~14:00
小草集会所前	14:05~14:15		
横山集会所前	14:20~14:20		
4月17日 (水曜日)	集合注射はありません		
4月18日 (木曜日)	丹 比  可 愛  郷 野	津々羅 山崎様宅前	9:40~9:45
		川原 旧農協倉庫前	9:50~9:55
		千川集会所前	10:00~10:05
		沖原 長楽寺前	10:15~10:25
		吉田(丹比)生活改善センター前	10:30~10:35
		吉田運動公園駐車場入口付近	10:40~10:45
		本谷会館	11:00~11:10
		高野 消防コミュニティセンター	11:15~11:20
		旧農協郷野支所前	11:25~11:30
長屋集会所	11:35~11:40		

飼い主のマナーを守りましょう

- ※ 犬は、必ずつないで飼いましょう。早朝や夜間も犬を放してはいけません。
- ※ 散歩は、必ず首輪にリード(手綱)をつけ、長くしないで持ちましょう。
- ※ 暗い時間の散歩は、飼い主も犬も、明るい色の服や光反射バンドなどを身に付け、リード(手綱)も明るい色か反射素材のものを使いましょう。
- ※ 河川の堤防、道路、広場などの公共の場所に、犬のフンが落ちています。飼い主には、他人に迷惑をかけないために、散歩中、飼い犬がフンをしたら必ず持ち帰る義務があります。環境美化のためにもマナーを守りましょう。
- ※ 飼い犬が行方不明になったときは、安芸高田市社会環境課又は、安芸高田警察署で保護されている場合があるので連絡をしましょう。



## 犬の飼い主には、狂犬病予防法で義務づけられています！

### 犬の登録【生涯1回】

- 登録すると『鑑札』が交付されます。
- 登録した犬が死亡したり、すでに登録がある犬を所有した場合、飼い主や住所が変更になった場合にも、届出が必要です。
- 毎年、春に狂犬病予防注射の案内のはがきを送っています。もし届いていないようであれば、登録していない可能性があります。社会環境課又は各支所へ確認をお願いします。

### 狂犬病予防注射【毎年1回】

- 予防注射を受けると『注射済票』が交付されます。
- 市の集合注射、動物病院等で受けてください。
- 屋内、屋外飼養に関わらず、予防注射を受けさせましょう。

注射済証(獣医師が発行する証明書)が交付された場合は、社会環境課又は各支所にて『注射済票』の交付手続きを行ってください。

### 鑑札・注射済票の装着

- 『鑑札』はその犬が登録されている犬であること、『注射済票』はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。
  - また、迷子になってしまった時には迷子札の役割も果たします。
- (マイクロチップ装着犬で環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録がある犬については、鑑札の装着は不要)



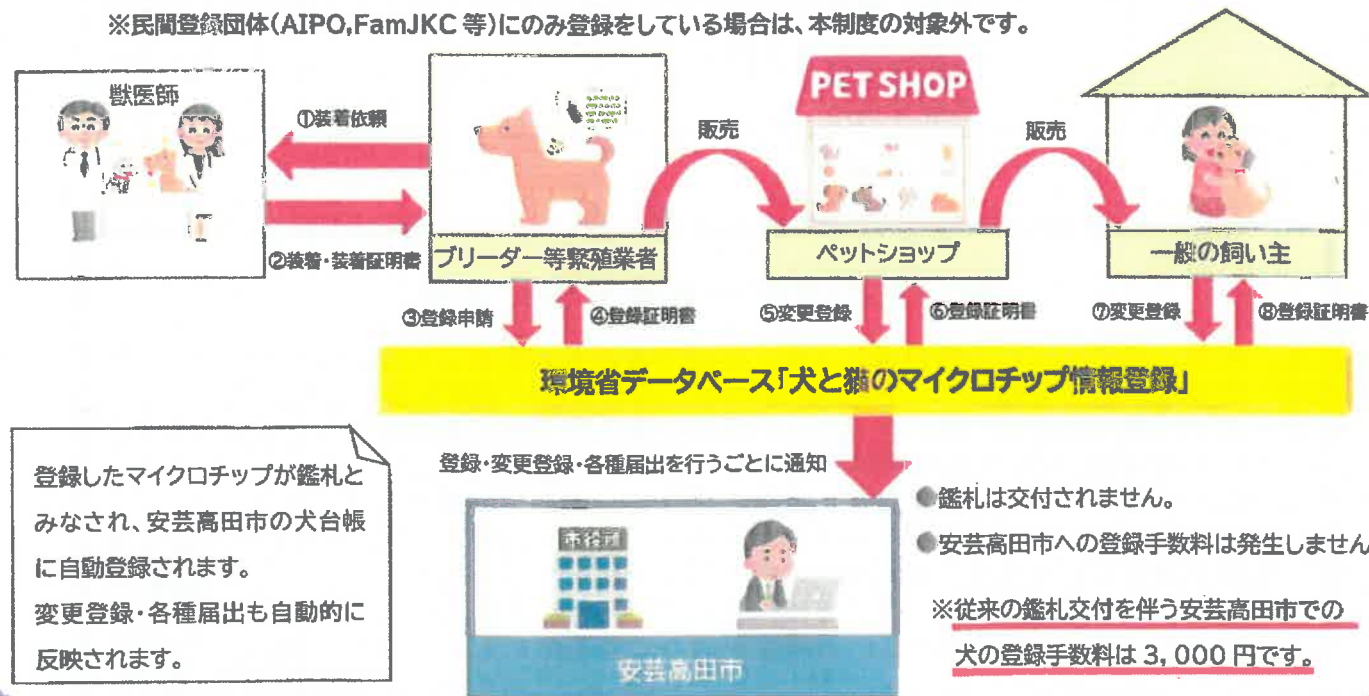
どれかひとつでも違反があれば、20万円以下の罰金の対象となります

## 装着したマイクロチップが鑑札の代わりになります

### 要点 狂犬病予防法の特例制度(犬の登録手続きの簡略化について)

安芸高田市において、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

※民間登録団体(AIPO, FamJKC等)にのみ登録をしている場合は、本制度の対象外です。



安芸高田市 市民部 社会環境課 電話・お太助フォン ☎ 0826-42-1126

はじめませんか？

# 地域猫活動

野良猫をいくら排除しても、何ら問題の解決にはなりません。そこで、解決方法の一つとして「地域猫活動」があります。



地域住民が主体となり、動物愛護ボランティア、行政等の協力を得ながら、

- ①適切な餌やり(場所と時間を決めて実施)をする。
- ②給餌場所の清掃・管理をする。
- ③トイレ等を設置し、糞尿の始末と管理をする。
- ④不妊・去勢手術をする。(手術後、耳に目印をします)
- ⑤地域で協力し、①～③を継続して実施していく。

## メリット

- 1 不妊・去勢手術をするので、新たに子猫が生まれません。
- 2 猫はエリアを守る動物のため、他の地域からの猫の侵入を防ぎます。
- 3 手術済みの猫は発情の鳴き声やケンカも少なくなり、おしっこのおいも少なくなります。
- 4 適切に餌を与えるため、野良猫がゴミをあさることが少なくなります。
- 5 トイレを設置し清掃することで、糞尿の被害が少なくなります。
- 6 地域住民同士のコミュニケーションが活性化します。



地域猫に関するお問い合わせ先

広島県

広島県動物愛護センター・・・☎0848-60-8511 呉市動物愛護センター・・・☎0823-70-3711  
広島市動物愛護センター・・・☎082-243-6058 福山市動物愛護センター・・・☎084-970-1201